



山形県公報

令和2年4月7日(火)
第94号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……401
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……402
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村計画課) ……404
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……405
- 同……………(同) ……406
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(都市計画課) ……407

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 定員 | 指定年月日 |
|--|--|-------------|-----|---------|
| ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F | 就労継続支援(B型)事業所 ピース 第三本町 新庄市本町7番31号ユニオン本町ビル | 就労継続支援(B型) | 24名 | 令和2.4.1 |

山形県告示第270号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| | | | |
|------------------------|--------------------------------|---------|----------|
| 指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名 | 事業者の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
| 医療法人健友会 | 訪問看護ステーションスワン 酒田市中町三丁目5番23号 | 訪問看護 | 令和2.3.24 |

山形県告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月7日

山形県知事 吉村美栄子

| | | | |
|--------------------------|--------------------------------|----------|----------|
| 指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名 | 事業者の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
| 医療法人健友会 | 訪問看護ステーションスワン 酒田市中町三丁目5番23号 | 介護予防訪問看護 | 令和2.3.24 |

山形県告示第272号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年4月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 さがえ西村山農業協同組合
 代表理事組合長 安孫子 常哉
 寒河江市中央工業団地75
- 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類 | | | 変更年月日 |
|--|-----|------------|-----------|
| 変更前 | 変更後 | 備考 | |
| 佐藤 知徳 東村山郡中山町大字長崎8043-92 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和元年9月22日 |
| 吉田 一男 西村山郡河北町大字吉田84 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 佐々木 和真 村山市大字河島乙113-1 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 土田 裕之 寒河江市字道生89 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 鈴木 啓司 西村山郡朝日町大字三中乙248-1 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 宮林 清 寒河江市新山町66-6 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |

| | |
|--|-----|
| 青木 悟 西村山郡河北町西里658 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 山崎 浩 寒河江市丸内二丁目3-10 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 長弥 寒河江市南町一丁目2-46 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 半澤 弘典 西村山郡河北町西里2706 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 山田 博喜 西村山郡河北町谷地ひな市四丁目6-6 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 工藤 恭裕 寒河江市元町四丁目12-4 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 大泉 敏志 寒河江市大字寒河江字古河江29-8 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 結城 真人 西村山郡大江町大字小鉾630-1 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 清野 睦彦 寒河江市大字柴橋979-12 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 結城 勇次郎 寒河江市大字柴橋858-1 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 菊地 俊 寒河江市新山町1-3 ベルソーA 101 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 飯田 信之 西村山郡西川町大字睦合乙68 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 今田 竜乃助 西村山郡河北町大字田井193 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 氏家 俊希 寒河江市大字高屋77 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 矢作 慎吾 東根市鷺ノ森二丁目1-15 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |

| | | |
|---|-------------------------------------|--|
| 和田 孝太 西村山郡河北町西里1878 玄米、小麦、大豆、そば | 結城 孝太 東根市大字長瀬1356 玄米、小麦、大豆、そば | |
| 丹野 友樹 東村山郡中山町大字金沢271-5 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | |
| 齋藤 俊樹 上山市高野258 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | |
| 斎藤 勇介 西村山郡大江町大字本郷丁183-5 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | |
| 土田 晋也 寒河江市字道生173 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | |
| 芳賀 剛 寒河江市元町四丁目6-12 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | |

山形県告示第273号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|-----------------------|----------------|---------------------------|
| 山 形 市 | 12者 | 山形市北志戸田18番ほか44筆 |
| 上 山 市 | 16者 | 上山市中生居字小笹目1455番ほか80筆 |
| 天 童 市 | 7者 | 天童市大字矢野目字沼田2353番ほか30筆 |
| 山 辺 町 | 6者 | 東村山郡山辺町大字山辺字塚田5721番ほか7筆 |
| 寒河江市 | 59者 | 寒河江市大字高屋字台下698番ほか302筆 |
| 河 北 町 | 19者 | 西村山郡河北町字造山263番ほか86筆 |
| 西 川 町 | 3者 | 西村山郡西川町大字海味字アソウ665番4ほか8筆 |
| 朝 日 町 | 1者 | 西村山郡朝日町大字宮宿字五反田2092番1ほか2筆 |
| 村 山 市 | 43者 | 村山市大字林崎字管巻1989番ほか180筆 |
| 東 根 市 | 25者 | 東根市大字蟹沢字西181番ほか57筆 |

| | | |
|------|-----|------------------------------|
| 尾花沢市 | 23者 | 尾花沢市大字二藤袋字亀沼2044番ほか192筆 |
| 大石田町 | 22者 | 北村山郡大石田町大字横山字沖5345番1ほか64筆 |
| 舟形町 | 2者 | 最上郡舟形町堀内字杭積場111番1ほか2筆 |
| 米沢市 | 26者 | 米沢市大字長手字松林6番ほか197筆 |
| 南陽市 | 38者 | 南陽市中ノ目字宮田178番1ほか529筆 |
| 高島町 | 9者 | 東置賜郡高島町大字一本柳字伊勢小屋2344番1ほか38筆 |
| 川西町 | 26者 | 東置賜郡川西町大字中小松字北田仲2538番ほか285筆 |
| 長井市 | 33者 | 長井市中道一丁目2217番ほか196筆 |
| 小国町 | 2者 | 西置賜郡小国町大字若山字春日前338番1ほか29筆 |
| 白鷹町 | 19者 | 西置賜郡白鷹町大字横田尻字沖2633番8ほか162筆 |
| 飯豊町 | 10者 | 西置賜郡飯豊町大字中字山王原2273番ほか55筆 |
| 鶴岡市 | 95者 | 鶴岡市東堀越字柳葉46番ほか544筆 |
| 酒田市 | 79者 | 酒田市千代田字出口165番ほか466筆 |
| 三川町 | 17者 | 東田川郡三川町大字成田新田字前田元278番1ほか72筆 |
| 遊佐町 | 8者 | 飽海郡遊佐町岩川字町裏86番ほか67筆 |

2 認可年月日

令和2年3月27日

山形県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

因幡堰土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市藤島字笹花16番地2

3 認可年月日

令和2年3月27日

山形県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
日向川土地改良区
 - 2 事務所の所在地
酒田市市条字村ノ前68番地の1
 - 3 認可年月日
令和2年3月27日
-

山形県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
大町溝土地改良区
 - 2 事務所の所在地
酒田市砂越字小形111番地
 - 3 認可年月日
令和2年3月30日
-

山形県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
袖浦土地改良区
 - 2 事務所の所在地
酒田市緑ヶ丘一丁目3番地の7
 - 3 認可年月日
令和2年3月30日
-

山形県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
月光川土地改良区
 - 2 事務所の所在地
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
 - 3 認可年月日
令和2年3月30日
-

山形県告示第279号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・28号四日町日月山線及び3・6・1号新築西通り二口橋線
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 告示年月日及び番号
令和2年3月31日 東北地方整備局告示第76号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年3月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人児童クラブ太陽の子
 - (2) 代表者の氏名
本多 作之助
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市大字木和田453番地の1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、米沢市の児童（学童）に対して、主に学童保育事業を行い留守家族等の放課後および休校時における児童の生活環境の整備を促進し、児童の健全育成を図ることにより、地域福祉の向上と地域児童の安全に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | | 摘要 | | |
|-------------|-----------------------------|--------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------|--|--|--|--|--------|--|-----|
| | | 住宅形式 | 1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル | | | 収入が 104,000円 以下の者 | 収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者 | 収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者 | 収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者 | 収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者 | | 収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者 | |
| 県営小出アパート1号 | 長井市台町3-1 | 3DK | 55.7 | 1 | 一般用 | 13,500 | 15,600 | 17,900 | 20,100 | 23,000 | 26,600 | 3月分の家賃に相当する額 | 単身可 |
| 同 2号 | 同 | 同 | 55.7 | 2 | 同 | 13,500 | 15,600 | 17,900 | 20,100 | 23,000 | 26,600 | | |
| 同 成田アパート | 同 3-1 成田3102 | 同 | 58.0 | 2 | 同 | 14,300 | 16,500 | 18,900 | 21,300 | 24,400 | 28,100 | | 単身可 |
| 同 小国アパート1号 | 同 3-9 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 同 | 58.0 | 7 | 同 | 13,100 | 15,100 | 17,300 | 19,500 | 22,300 | 25,800 | | 同 |
| 同 2号 | 同 3-8 | 同 | 58.0 | 1 | 同 | 13,100 | 15,100 | 17,300 | 19,500 | 22,300 | 25,800 | | 単身可 |
| 同 白鷹アパート | 同 1-1 白鷹町大字荒砥乙1482 | 同 | 59.4 | 5 | 同 | 14,100 | 16,300 | 18,600 | 21,000 | 24,000 | 27,700 | | 単身可 |
| 同 宝前町住宅 | 同 11-1 十王5502-1 | 同 2LDK | 74.1 | 1 | 同 | 14,100 | 16,300 | 18,600 | 21,000 | 24,000 | 27,700 | | |
| 同 あらとアパート2号 | 同 1-1 荒砥乙725 | 同 3DK | 77.9 | 1 | 特定目的用 (高齢・身障者用) | 25,200 | 29,100 | 33,200 | 37,500 | 42,800 | 49,400 | | 単身可 |
| 同 飯豊アパート | 同 3 飯豊町大字萩生3893-1 | 同 | 59.4 | 2 | 一般用 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 | | 同 |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年4月13日から同月17日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和2年4月17日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
 米沢市金池七丁目1番50号
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和2年6月上旬

正 誤

| 発行年月日 | 県公報 番 号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-------------|------------|-----|-------|-----|-------|
| 令和 2. 3. 31 | 第92号 | 371 | 下から17 | の規定 | の項の規定 |